

「牧口久平の碑」についての考察

若井 絹夫

1. 石碑の由来

「牧口久平の碑」は旧荒浜小学校（現荒浜コミュニティー）の敷地の一角に立っている。コミュニティーの建物が敷地の海岸側に建設されたために、建物の影に隠れてしまい道路からは見えにくい位置にある。碑文によれば、牧口久平という元荒浜小学校の教師の死を悼み、恩師と仰ぐ教え子達によって明治43年11月に建設されたものであり、碑文を寄せたのは牧口常三郎とある。石碑の裏面に関係者の名前が刻まれているが、石碑の一部が欠けて判読不明の文字が1箇所ある。さらに土台部分は補修の跡があり、石碑が建設された後に現在の位置に移設された可能性は否定できない。しかしこの場所は、牧口久平が子弟の育成に奮闘した荒浜小学校跡地の東北の角地にあり、最初に勤務した私立学校の校舎となった円通庵に一番近い場所である。

牧口先生之碑

牧口久平君ハ新潟県刈羽郡刈羽村ノ人父ヲ遠藤文次右衛門ト云フ年二十七出デテ同郡荒浜村牧口萬吉ノ後ヲ承ク明治二十三年荒浜村ノ有志相謀リ私立学校ヲ開ク君聘セラレテ其教師トナル居ルコト二年勲精事ニ當リ子弟厚ク其化ヲ被ル尋デ公立ニ改マル君復此ニ教授スルコト十余年終始一日ノ如シ後小千谷中学校教師ニ轉ジ不幸病ヲ獲テ遂ニ起タズ時ニ明治三十九年八月十八日享年四十一君初メ荒浜村ノ懇請ニ感ジ前途ノ志望ヲ抑ヘ一ヶ年ヲ約シテ赴ク期満チ子弟ノ流涕歎願スルニ遭ヒ再ビ留任シ遂ニ驥足ヲ展スノ機会ヲ逸ス是レ子弟ノ忘ルル能ハサル扁トナス嗟君己ニ逝タト雖モ其教化ハ永ク此土ニ傳ハラシ余君カ我郷ノ歴史ニ光彩ヲ添ヘ得タルニ感シ郷友ガ先師ヲ追慕スルノ深キニ動カサレ自ラ淺陋ヲ忘レ謹テ此文ヲ撰

東京宏学院講師 牧口常三郎

明治四十三年十一月 書者 木邦來太郎

石工 品田清松鐫

(裏面)

名誉会員 松井忠士郎

建設者 私学同窓会員 柴野喜一郎

品田嘉男 渡辺総松 渡辺総次郎

品田條作 石黒常太郎 品田重八

柴野源治 柴野孫右エ門 種田重作

品田重太郎 品田長治 品田政治

品田喜作 柴野□一 渡辺仁吉

柴野與太郎 柴野與七 柴野和一郎

渡辺太郎 柴野仁三郎 桑原源平太

池田政蔵 渡辺長太郎 柴野源次郎吉

校務委員

品田喜三治 柴野三次郎 桑原小平治 品田龍吉

□は不明文字

(新潟県柏崎市荒浜コミュニティー敷地内)

牧口久平が招聘された荒浜村の私立学校について、『荒浜村誌』には「明治二十三年本村有志相謀り私立學校を建て円通庵を教場とす校長松井忠士郎氏教師牧口久平氏之が教鞭をとる教授する所當時の高等科程度にして三年複式授業たり束修として生徒の家庭の資産に應じ月額二十錢より五十錢迄を徴収す学務委員桑原小平治・柴野三次郎・品田喜三治・品田龍吉・四氏協力し之が維持に與つて力あり教師牧口久平氏病をいて永眠せらるるや私學の同窓悲歎おく能はず荒浜小學校内に碑を建つ」⁽¹⁾と記されている。私立学校の設立が明治23年であることは碑文の内容と一致し、その授業内容は小学校高等科程度で修業年限3年の複式授業であった。また私立学校の校舎は、村立荒浜小學校の敷地から数十メートルしか離れていない円通庵が充てられた。本堂は間口6間3尺奥行4間2尺、庫裏は間口4間奥行3間だったとされ、当時の建物は文政元年に建替えられたものであった⁽²⁾。この円通庵は、美坂房洋編『牧口常三郎』⁽³⁾の中で上野堂として写真入りで紹介されている。上野堂にまつわる逸話は、幼くして離別した牧口常三郎（長七）と母イ子に同情した村人が二人を会わせた場所というものだが、この話を最初に取り上げた『炎の殉教者牧口常三郎』⁽⁴⁾においても「上野堂」の名称は使われている。こちらの「上野堂」は円通庵を指しているのか、別の建物なのか不明のままだが、「上野堂」という名称の建物は荒浜村誌には記録がない。

明治19年の小学校令から始まった新しい小学校教育の流れの中に荒浜村も置かれていたが、この私立小學校は明治25年まで存続し、その後荒浜小學校に吸収されることになる。当時新潟県は高等小學校設置に消極的であり、高等教育の必要性から荒浜村が独自に選択した方法が私立小學校の設立だったのである。

2. 学制の変遷

明治期は学校教育が大きく変遷した時代であり、荒浜村に設立された私立学校の背景を考えると明治19年から明治23年の小学校教育の変化は特に重要である。近代学校制度は明治5年の学制の公布によって出発したが、その基本的な教育理念は「学制序文」に表れている。

「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を送るゆゑんものは他なし身を修め智を開き才芸を長ずるによるなり而て其身を修め知を開き才芸を長ずるは学にあらざれば能はず是學校の設あるゆゑんにして日用常行言語書算を初め士官農商百工技芸及び法律政治天文医療等に至る迄凡人の営むところの事学あらざるはなし人能く其才のあるところに応じ勉勵して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べしされば學問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か学ばずして可ならんや（以下略）」

「学制序文」の前段においては、人が仕事で成功し悔いのない生涯を送るためには学問を修めなければならないとし、すべての人が学ぶべきであるとしている。江戸時代からの武士中心の教育に対する考え方を改め、四民平等の立場からすべての国民を対象とする学校制度であるとしている。国民に対して教育の目的を明確にし、国民の生活に対する教育の必要性を強調するところから新しい制度への理解を促進しようとしたのである。

学制の中心となる学校制度は、大学・中学・小学の三段階のシステムで構成され、全国単一の制度を確立しようとしていた。なかでも小学校教育はすべての国民が対象とされ、小学校を卒業した者は上級の学校に進学する機会を持つものとし、現在の教育制度の基本が形成されたのである。このように高い理想を掲げてスタートした学制であったが、その実施にあたっては

教員不足・財政難・就学率の低迷に苦しみ、試行錯誤の時期が続くことになる。

学制の実施により教育制度は確立されることとなったが、全国各地で画一的に実施しようとしたことから、各地域の学制に対する理解度や地域経済力の格差から弊害が生じることとなった。このため明治12年に教育を地方の管理に移し、地域の実情に合わせて運営することとして「教育令」を施行した。しかしこの改革により小学校の児童の就学率は減少し、経費節減のために廃校や校舎の建設中止などの事態を生じたため更なる改革が必要となった。翌明治13年に施行された改正教育令では文部省が地方の教育を統括することとし、国が地方の教育を牽引することで教育制度の進展を図ろうと方針を変更した。教育行政の重要事項は文部卿の認可事項とし、府県知事・県令の権限を強化して府県が教育を管理することで中央集権化を図ったのである。国は府県で定める改正教育令に基づく諸規則の基準を示し、府県は地方の状況を勘案しながら諸規則を定めることで学制の弊害を除こうとした。

明治18年12月、明治政府はそれまでの太政官制度を廃止して内閣制度を創設し、初代文部大臣に森有礼が就任した。明治22年の憲法発布から明治23年の国会開設へと、明治維新から続いた政治変革の到達点が見えてきた時期である。富国強兵へと進む時代にあつて、森有礼は国体主義の教育観と国家至上主義の教育方針を明確にし、明治19年春から「小学校令」「中学校令」などの諸法令を公布した。教育は国家のためとする教育方針は、学制以来の「立身昌業」のための学問とは大きなへだたりを持つものだったが、その後明治23年の「小学校令」へと引き継がれ、日本の学校制度の基礎を形成していくのである。

明治19年に施行された「小学校令」⁽⁵⁾はわずか16条の条文であったが、第1条で小学校を尋常と高等の2等とし、第3条では義務教育の年限を尋常小学校までとして義務教育を初めて明文化し、第4条では父母等に尋常小学校を卒業させることを求め、第5条では就学できない場合は猶予することとした。そして文部省令「小学校ノ学科及び其程度」⁽⁶⁾において尋常小学校と高等小学校は4年の修業年限と定めたが、全国的に義務教育を徹底しようとする強い意図が見て取れる。なお「小学校令」第14条において私立学校の設置は府知事県令の認可が必要とされた。

この年、勅令文部省令を受けて新潟県は十数件に及ぶ学事の例規を制定もしくは改正したことが『新潟県学事年報』に記されているが⁽⁷⁾、『新潟県教育百年史』では明治19年の小学校令の大綱と新潟県の抱えた問題点を5点に要約している⁽⁸⁾。①尋常小学校4年間で義務教育年限とする代わりに就学の出来ない場合は猶予をすることになった。②小学校の設置区域や位置は府県知事・県令の定めるところとした。③小学校の経費は父母・後見人からの授業料、寄付金等によることとした。④小学校の学科とその程度は文部大臣が定め、教科書は文部大臣の検定したものに限った。また学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わることに改め、従来の半年進級制を1年進級制に改めた。⑤尋常小学校及び高等小学校には希望により温習科（明治23年の小学校令により補習科となる。）を設置できるとしたが、修業年限は各6ヶ月ないし1年とした。

新潟県は「小学校令」の速やかな実施に力を注いでいたが、これまで授業料は限られた階層が負担していたため、授業料の負担が就学熱を失わせることとなり、就学猶予を願う者が続出し、それまでの慢性的な教師の欠乏や未整備の学校施設などの課題に対して授業料の減少が悪循環をもたらすこととなった。新潟県東部の福島県との県境に位置している東蒲原郡は、福島県の県庁移転問題によって明治19年に福島県から新潟県に編入されることとなったが、このとき記された「東蒲原郡引受書」⁽⁹⁾からは閉塞する経済状況にあつて学校経営の厳しさを伺うこ

とができる。山間地が大半を占めるこの地域では、学校設備が不完全であるばかりでなく、校舎の建築すらできずに未だに寺院や民家を借用している場合も多くあり、教員不足のために授業生だけで授業を行わざるを得ない学校もあるとしている。さらに学校運営の資金に充てるため植林や杉の育苗による自助努力をしていることや、授業料の徴収が難航していることなどが記されている。このころ新潟県では数年来の凶作と米価の低落によって農村の困窮は著しく、農地を手離して小作人となるものも多く、山間地ばかりでなく農村においても就学率は著しい低下傾向が続いていた。

3. 荒浜村と周辺町村における高等科への対応

柏崎町には明治19年の「小学校令」を受けて高等科柏崎小学校が開校された。『柏崎市史』によれば⁽¹⁰⁾、明治20年4月15日に尋常科柏崎小学校内を借受けて生徒数12名で開校し、翌明治21年12月に校舎を新築している。授業内容は、1週の授業時間は35時間、学科は修身、読書、作文、算術、習字、地理、歴史、理科、図画、体操、唱歌、英語、商業で、女子には裁縫があった。授業料は1箇月40銭、一家に2人以上生徒のいる場合は2人目からは半額とされた。郡立の高等科小学校としては明治25年3月31日に廃校になるが、同年5月28日に再び柏崎町立の高等科小学校として開校している。このとき設立された郡立高等小学校組合64村の中に荒浜村も含まれている。また、この郡立高等小学校組合に加わらなかった現在の柏崎市西山町周辺の7村は別に組合を設立し、組合内郷高等小学校を設置した。したがって刈羽郡内に高等科設置はもとより私立学校設置の動きはほとんど見られない。荒浜村に隣接する榎原村・日吉村には関連する記述はなく、柏崎町に隣接する比角村で明治22年私塾「蛭雪学舎」が設立されたことが『比角村史誌』⁽¹¹⁾に記載されている。当時の各村の人口を比較してみると、荒浜村593戸3,041人(明治22年)⁽¹²⁾、榎原村409戸2,397人(明治22年)、日吉村254戸1,468人(明治22年)⁽¹³⁾、比角村535戸3,094人(明治34年)⁽¹⁴⁾であるが、柏崎町に隣接する比角村の人口は明治期増加傾向にあり、明治22年当時は3,000人弱と推定される。比角村は縮布の行商など商業を中心に発達し、「蛭雪学舎」の舎主丸田尚一郎は、地元の豪商で政治家としても活躍していた人物であり、講師の星野忠三郎はもともと地元で学塾を開いていた星野鶴水の孫にあたる。人口は荒浜村と同規模とはいえ、教育内容や設立の背景など荒浜村の私立学校と単純な比較はできない。刈羽郡内の各村が高等科の必要性に迫られ、補習科で補完しようとするのは数年後のことである。

明治23年の「小学校令」は基本的には明治19年の「小学校令」と大きな違いはないが、市町村制の施行とこれにともなう学区の変更、地方自治体の公立小学校の設立と維持に関する責任及び権限を明確にすることを主な目的に制定された。そのため制度としての大きな改変はなく、それまで認められなかった尋常小学校と高等小学校の同一校での設置や、尋常小学校は3年ないし4年とし高等小学校は2年ないし4年とする修業年限の変更、卒業生のための補習科・専修科の設置などであった。この勅令の施行については、附則⁽¹⁵⁾において府県知事の具申により文部大臣が定めることとなっていた。

『荒浜村誌』によれば私立学校は明治23年に設立されたとある。明治24年の『新潟県学事年報』には刈羽郡において私立学校の設立はなかったことが明記されており、10月の「小学校令」の施行よりも前に、おそらく尋常小学校の卒業生を受け入れるために年度始めの4月に開校したのであろう。明治17年までは12万人程度だった新潟県の小学校就学者数は、厳しい経済情勢から明治20年に10万人を下回るまで減少したが、この年明治23年にはようやく10万人を超えるところまで回復していた⁽¹⁶⁾。荒浜尋常小学校の就学者数について、『明治35年沿革史荒浜尋常

高等小学校』に明治15年からの記録が残されている。明治15年の249人との記載のあとは明治20年の男女合計170人まで記載がないため5年間の変遷はわからないが、明治21年から明治24年までは220人前後で推移しており、荒浜村では2年ほど早く就学者数が回復していたことになる。これにより荒浜村の経済情勢が変化したと見ることもできるが、隣接する柏崎町では米価が急騰したことにより明治23年6月26日米穀商や回漕業者などを群衆が襲撃するという米騒動が発生しており、この時期に私立高等科小学校を設立することは幾多の困難が伴ったはずである。荒浜村は明治11年尋常小学校の校舎を新築し、教員も明治12年から訓導最低1名を常時確保するなど新潟県の平均的な尋常小学校よりも恵まれた環境を築いている。このことは村の主要産業である魚網製造や海運業と教育との関連が考えられるが、厳しい経済環境の続く中であっても高等科小学校教育の環境が必要であるとの判断から荒浜村に私立学校が設置されたのであろう。

新潟県では明治24年10月に小学校の設備について定めた規則の制定を手始めに、明治25年4月にかけて改正項目の施行を行ったが、明治19年の「小学校令」とは異なり、その実施について新潟県は慎重な態度をとり続け⁽¹⁷⁾、特に高等小学校を尋常小学校に併置することについては踏み切ろうとはしなかった。新潟県は町村の経済力や教師の不足など、新たな取組みに対する学校経営の負担を憂慮したのである。高等小学校の併置が進まぬ中で、新たに認められた補習科は尋常小学校を中心に増加したが、その内容は卒業生等を対象とした既習や生業に必要なものを通常の時間外に行うという本来の趣旨から外れて、正規の時間内に高等科の代替授業を行うようになっていった⁽¹⁸⁾。地元父兄からの全日の高等教育をとの要求に小学校側では教員の手不足をやりくりし、正教員を補習科へまわし、授業生などの補助教員に下級組を担当させる方法をとるなどして補習科での高等科教育の要望に応えようとしたのである。明治23年に荒浜に設立された私立学校は、碑文の記述によれば2年後の明治25年に公立になったとあるが、明治26年荒浜小学校に補習科が設置されていることから補習科として吸収併合されたのではなく、生徒数の伸び悩みなどにより学校経営の主体が実質的に荒浜村に移ったのではないかと考えられる。『荒浜村誌』ではこの補習科が正教科の時間内に実施されていたことが記されており⁽¹⁹⁾、荒浜小学校においても補習科で高等科の代替授業が行われていたと考えられる。

4. 牧口久平の略歴

碑文によると、牧口久平は荒浜村の隣村刈羽村の遠藤文次右衛門を父として生まれ、27歳の時に荒浜村牧口萬吉の養子となり、明治23年開校の荒浜村私立学校に招聘されて2年間教鞭をとり、私立から公立小学校になった後も10余年教師として精励し、その後小千谷中学の教師として赴任したが明治39年(1906年)8月18日享年41歳で病没したとある。

碑文の記述を年代順に整理してみる。牧口久平の出生については碑文の「明治39年8月18日享年41歳」の記述から、刈羽村で慶応2年(1866年)に出生したと推定すると明治23年に荒浜村に設立された私立学校に招聘されたことから、25歳で私立学校の教員となったことがわかる。また牧口萬吉の養子となったのは27歳と記されていることから明治25年のこととなる。私立学校は2年後に公立となったが、その後10余年公立小学校の教師として勤務し、明治35年を過ぎて小千谷中学に赴任し、明治39年8月病没したのである。

刈羽村の実父遠藤文次右衛門についての詳細は不明であるが、養父となった牧口萬吉については荒浜村『地租改正宅地引帳』⁽²⁰⁾に同名の記載がある。荒浜村表通に面した64番の所有者牧口萬吉については同姓同名の可能性は残るものの、牧口常三郎の妻クマの実家・牧口熊太郎と

は小路を挟んで2軒隣に位置している。

村立荒浜小学校の『職員録』⁽²¹⁾には遠藤久平の名前が残されている。職員録の中で「授業生」という職名で雇用された教員は遠藤久平が最初である。それまでは訓導または助手に限られており、助手より俸給が高いことから「授業生」としての資格を持っていたことが推定できる。明治19年に文部省が定めた「小学校教員免許規則」において、授業生は県令がその免許規則を制定することとされ、新潟県では同年「小学簡易科教員及び小学校授業生免許規則」⁽²²⁾を制定し、有効期限5年の小学校授業生免許状が17歳以上の授業生検定試験合格者に授与されることとなった。この制度改正により翌明治20年の小学授業生は約半数に減少することとなり、職を失った授業生は不景気による厳しい雇用環境に押しやられた。半年進級制が1年進級制になったことによる定員削減のためと明治20年の『新潟県学事年報』は報告している。しかしながらこの年の公立小学校教員数は男女合計1,181人、新潟県内の小学校は分教場を含めて1,067箇所あり、1箇所当りの教員は1名強に過ぎず、半減した授業生男女1,480人を加えても1箇所当たり2名強という状況にあり、授業生といえども新たに採用することは容易ではなかったはずである。遠藤久平がいつ授業生の免許を得たのかは不明だが、明治23年荒浜村に招聘されたときには既に検定試験に合格していたのであろう。

更に明治23年の「小学校令」により、訓導を正教員、准訓導を准教員の職名とし別に専科教員が設置されることとなり、明治11年から続いた訓導、訓導補、授業生、授業生補の4階級制に大幅な変更が加えられた。正教員、准教員ともに教員免許状を得るためには甲種認定と乙種試験のどちらかの検定に合格することが必要とされ、甲種認定の対象は師範学校及びこれと同等の教育機関の卒業生とされた。これにより乙種試験の受験者は師範学校卒業生と同等の水準が求められることとなった。新潟県では明治25年3月「小学校教員試験科目程度及検定施行細則」を定め早速試験を実施した。この年の尋常小学校准教員の乙種受験者は83人で合格者は23人だった。正教員の乙種検定試験は更に厳しく、25人が受験して合格者はわずか2人という状況であった。

村立荒浜小学校の『職員録』によれば遠藤久平は明治25年4月4日授業生として採用され、明治26年3月31日依願免職とある。さらに、遠藤久平は翌明治27年1月19日准教員として村立荒浜小学校に採用され、その後尋常科本科正教員となり明治38年3月小千谷小学校（碑文では小千谷中学校）へ転出とある。また「牧口と改姓」との記載もある。二人の遠藤久平の記録が同姓同名の可能性はあるが、後者は牧口久平であることは確かであり、碑文には明治25年私立学校が公立に変更されたとあり、『職員録』の明治25年採用の記載と一致するところから前者も牧口久平と考えられる。それでは明治26年3月31日に依願退職した遠藤久平はどのようにして准教員の資格を取得して翌年1月に復職したのであろうか。明治25年から始まった検定制度が甲種・乙種ともに合格者が少なく、このままでは検定制度の効果が表れないと判断した新潟県は、尋常師範学校に講習科を設置して一期3箇月単位の教科別の正教員養成講習をはじめた。さらに明治27年からは教育学と体操の2科目を正教員の乙種検定科目から外し、合格者にこの2科目の講習を行って免許状の授与をするという施策を実施した。この結果明治28年には検定合格者が1年間で200名を超えることとなり検定制度は一応の成果を上げるに至った。また准教員向けの講習として新潟県教育会が明治26年4月から講習を開始している。この講習は8箇月間の長期にわたるもので、4月から12月までの受講期間は遠藤久平が荒浜を離れていた時期に一致することになる。

また『職員録』の記載と碑文とは、遠藤久平が牧口萬吉の養子になった時期が一致しない。

碑文では明治25年に牧口萬吉の養子になっているが、『職員録』には明治27年1月19日の再雇用の記載後に遠藤姓から牧口姓への変更の記載がなされている。『越佐教育雑誌』（明治28年11月26日35号）に掲載されている乙種検定合格者の中に牧口久平の名前があることから、実質的な養子縁組の期間があったとしても正式には明治27年から明治28年の間に改姓したのであろう。

牧口久平の記録としては柏崎の郷土史家関甲子次郎⁽²³⁾がその著作『柏崎文庫』の中で「牧口久平 旧寺子屋 明治四十四年石碑立つ」と記している。碑文に記された日付は明治43年11月だが、実際に石碑が建立されたのは明治44年であったのかもしれない。

5. 石碑に刻まれた人物について

さて、石碑の裏面に関係者の名簿が刻まれているが、その数は同窓会の会員が25名、名誉会員の校長松井忠士郎と学務委員の4名である。なかでも重要と思われる人物が名誉会員・校長の松井忠士郎である。村立荒浜小学校の『職員録』⁽²⁴⁾の記載からは岩船郡村上本町の士族であった松井忠士郎が明治12年訓導として採用されている。明治7年の開校から5人の教員が採用されているが、いずれも訓導の資格者ではなく、松井忠士郎が最初の訓導であり校長であった。牧口常三郎が学齢に達したのは明治11年であるから、松井校長から教えを受けた可能性は高い。後年牧口は荒浜小学校に対して数々の寄付や寄贈を行っており、荒浜小学校への母校愛の強さを感じ取ることができる。この母校愛が生まれた背景には在学時代の級友たちとの思い出とともに松井校長の存在があったとしても不思議ではない。少なくとも荒浜小学校に対して良い印象を持っており、充実した少年時代があったと推測できる。

明治12年頃は教員の有資格者が絶対的に不足しており、士族とはいえ訓導の資格を得ていた松井忠士郎は相当な能力の持ち主であったことがうかがわれる。さらに『荒浜村誌』には明治19年に村吏となった松井忠士郎の記載がある⁽²⁵⁾。奇しくも明治政府の教育方針が大きく変化した年に教育者としての役目を終えたのである。教育者から行政の道へ歩みを進めた松井は明治22年5月から4年間荒浜村の村長として任期を全うしている⁽²⁶⁾。私立学校の設立は松井が村長となった翌年であり、校長を兼務していることから荒浜村としての意向に沿うものだったといえる。松井忠士郎は校長として荒浜村に招聘されてから僅か10年で村長に就任したことになるが、これには村民はもちろん実力者牧口莊三郎との厚い信頼関係が不可欠だったはずである。しかし不思議なことに私立学校の関係者に牧口姓が1人も入っていない。荒浜小学校の設立にあたっては私財を擲って尽力した牧口莊三郎一族のことを思うと、1人として名前がでてこないのは不自然にも思える。北海道との交易で財を成した3代莊三郎賢盛は明治15年に没し、その後を継いだ4代莊三郎賢篤は守成の人といわれ、日本石油の創立に関わったほかに目立った事業上の成果は残しておらず『荒浜村誌』にもほとんど記載がない。このころ既に牧口家は荒浜村という枠を超え県内でも有数の豪商に成長していたが、明治17年頃からはじまった経済情勢の悪化と北海道の不漁により経済的に困難な時代を迎えていたようである。明治19年には牧口家が村民に炊きだしをしたことが記録⁽²⁷⁾に残されているが、松井村長誕生の背景には経済の悪化による荒浜村の深刻な窮状が窺える。このとき松井村長を支えた助役は品田久平太と池田伝助、書記は池田石太郎と『荒浜村誌』⁽²⁸⁾に記されている。書記の池田石太郎は村立荒浜小学校の『職員録』⁽²⁹⁾に明治15年に採用された助手として記載がある。松井村長は本業の建て直しに懸命な牧口家に代わって、かつての部下や卒業生の力を借りて荒浜村の復興に奔走したのではないだろうか。

石碑には松井忠士郎のほかにも牧口常三郎と関係の深い人物の名前が刻まれている。異父兄弟

となる柴野和一郎である。牧口常三郎の母イ子は明治9年に柴野左右エ門と再婚し、明治12年に和一郎が生まれている。明治4年生まれの牧口常三郎と年の離れた弟との絆は強く、残された書簡からも深い兄弟の愛情を感じ取ることができるが、二人の関係について柴野和一郎の親族がその著書の中で触れている。「異父兄弟でしたが、長七と和一郎の二人は、実の兄弟のような付き合いをしていたようです。長七はやがて牧口家の養子となり、名前も常三郎と改名し、祖父が死亡するまで親戚付き合いをしていました。祖父は自分の二男に、常三郎の子供と同じ民城の名前をつけたりして、兄を深く敬っていたようです。」⁽³⁰⁾、また柴野和一郎は私立学校を卒業して教員となり明治33年から2年間荒浜小学校に勤務しており⁽³¹⁾、牧口久平とは恩師であるとともに職場の先輩という関係にあった。碑文には「郷友ガ先師ヲ追慕スルノ深キニ動カサレ自ラ浅陋ヲ忘レ謹テ此文ヲ撰」とあるが、柴野和一郎から牧口常三郎に対して熱心な働きかけがあったのではないだろうか。

6. 当時の牧口常三郎

さて、牧口常三郎は明治22年北海道尋常師範学校に入学している。ちょうど松井忠士郎が荒浜村の村長になった年である。松井の村長在任期間は牧口の尋常師範学校の在学期間と重なっているが、恩師の活躍を牧口はどのように受け止めていたのだろうか。松井忠士郎との関係は牧口の小学校時代に遡って考察することが必要であろう。牧口久平が亡くなった明治39年ころ、牧口常三郎は弘文学院で中国人留学生に地理を教える傍ら、大日本高等女学会の主幹として女性のための通信教育に取り組んでいた⁽³²⁾。弘文学院は明治39年1月宏文学院と改称されたが、明治40年4月まで牧口は在職したとされている⁽³³⁾。碑文に「東京宏学院講師」とあるのは「宏文学院」と考えられるが、石碑の建立された明治43年11月ころは既に宏文学院を退職し、文部省図書課属として地理教科書の編纂等に從事していた。したがって碑文は明治39年8月から明治40年4月までに作成されたものと推定できる。碑文に記された内容は、『職員録』⁽³⁴⁾や『荒浜村誌』の記載と年代などのくい違いが見られるが、遺族や関係者の記憶を頼りにまとめられたためと考えられる。故郷荒浜村から北海道へ渡って20余年、最初の著作『人生地理学』が出版された明治36年から僅か3年、「牧口久平の碑」は故郷荒浜に寄せる牧口の深い思いの表れであるとともに、すでに荒浜村が牧口常三郎を有為の士として認め遇っていたことの証とも考えられる。

(注)

- (1) 『荒浜村誌』(10教育 6 私立学校) (昭和53年発行版67頁)
 (2) 『荒浜村誌』(11神社仏閣) (昭和53年発行版95頁)

円通庵

- 一位置 荒浜村字中裏町
 一本寺 本郡下原村普光寺末
 一宗派 曹洞宗
 一本尊 観世音菩薩 木像
 一由緒

宝暦元辛未年三月当村品田新兵衛なるもの、創立にして同郡寺尾村真言宗善照寺の附属たりしを庵住
 恵林比丘尼の代に当り文化十四丁丑年十一月曹洞宗に改宗し当郡曹洞宗普光寺の末庵に属し累代比
 丘尼庵住して該庵室を保護す堂宇は数年を経歴して為に破壊す依て文政元戊寅年三月恵林比丘尼今

「牧口久平の碑」についての考察

の堂宇を再建す故に恵林比丘尼を以て中興の開基とす。

一堂宇間数

本堂 間口六間 奥行四間二尺 庫裏 間口四間 奥行三間

一境内坪数併地種

三百二十一番 三百一坪 民有地第一種

一庵住 比丘尼 品田祖導

一信徒人員 五十人



(円通庵)

(3) 美坂房洋編『牧口常三郎』19頁

(4) 高瀬広居『炎の殉教者 牧口常三郎』(新潟日報 昭和40年9月連載)

(5) 小学校令(明治19年4月10日勅令第14条)

第一条 小学校ヲ分カチ高等尋常ノ二等トス

第二条 小学校ノ設置区域及位置ハ府知事県令ノ定ムル所ニ依ル

第三条 児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トシ父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシメルノ義務アルモノトス

第四条 父母後見人等ハ其学齡児童ノ尋常小学科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムヘシ其就学ニ関スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ府県知事ノ定ムル所ニ依ル

第五条 疾病家計困窮其他止ムヲ得サル事故ニ由リ児童ヲ就学セシムルコト能ハスト認定スルモノニハ府知事県令其期限ヲ定メテ就学猶予ヲ許スコトヲ得

(中略)

第十四条 私立学校ニ於テ小学校ト均シキ普通教育ヲ児童ニ施サントスルモノハ予メ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

(6) 小学校ノ学科及び其程度(明治19年5月25日文部省令第8号)

第一条 尋常小学校ノ修業年限ヲ4箇年トシ高等小学校ノ修業年限ヲ4箇年トス

(7) 『新潟県学事第七年報』(明治19年)

管内學事ノ状況

本年學事施設ノ要領ハ二月町村立小学校長準官月俸額程度小学校教員准官等名称奉額規定ヲ改正シ以テ實際ニ適合セシメ小学督業職務規定及小学校教員講習規則ヲ制定シ以テ教育内部ノ改良ヲ図レリ四月勅令ヲ以テ師範学校小学校中学校令及諸学校令ヲ公布セラレ随テ文部省令若クハ訓令ヲ発セ

ラレタルニ由リ之ニ基キ十一月小学校職員職務規定学齡児童就学規則小学校長訓導俸給並任免仮規則小学校幼稚園書籍館設置廃止規則小学校学資規定及小学校規定ヲ定メ十二月小学校教員学力験定試験細則小学簡易科教員及授業生免許規則高等小学校設置区域及位置學事表簿取調心得尋常師範学校生徒推挙規則ヲ制定シ県立新潟学校師範学部ヲ新潟県尋常師範学校ト改称シ其他學事ノ例規ヲ制定シ若クハ改正セル者十数件以テ新学制ノ実施ニ汲々セリ

- (8) 新潟県教育百年史編纂委員会『新潟県教育百年史 明治編』363頁

- (9) 『明治19年 東蒲原郡引受書』(新潟県庁所蔵)

演説書 第一科 学務之部

「丙第一号」

一 郡内学事状況

本郡學事ノ現況タル人民稍々教育ノ貴重ナルヲ知り大ニ學業ノ改良進歩ヲ計ルノ願(ママ)向アルモ一般金融頓ニ壅塞シ民間ノ困弊日一日ニ甚シク資金ノ充分ナラサルヨリ書籍器械等ノ不完全ナルハ勿論校舍ノ建築等ニ至テハ嘗テ聞ク能ハス未タ寺院或ハ民家等ヲ借り校堂ニ充ルモノ多キニ居ルヲ以テ其ノ位置結構人ヲシテ歎然タラシム且教員ノ欠乏常ニ絶エス戸長等夜々意ヲ用エザルニアラサルモ僻遠ノ地往々其人ヲ得ルニ苦シミ現ニ欠員ノ分ハ清川豊田廣谷三宝山白川谷花ノ七校ニアリ該諸校ノ如キハ単ニ授業生ヲ以テ負擔セシムルニ依リ授業上或ハ不充分ノ感ナキヲ免カレス就中各校維持ノ方法ニ至テハ年々剩餘ノ資金ヲ蓄積シ或ハ杉苗等ヲ培養スルノ教法アリト雖モ其額僅少ニシテ不時之災害ヲ補フニ足ラス故ニ連年消費スル學資ノ如キハ惟ニ町村費ノ一途ヲ以テ校費ヲ支ユルノミ到底全員ヲ蓄積スル餘力ナキヲ以テ漸次山林或ハ杉苗ヲ培養セシメ将来維持ノ方法ヲ設ケントスルニアリ殊ニ授業料ノ如キハ勅令第十四号發布日尚淺キヲ以テ未タ実施ノ運ヒニ至ルヲ得ス各戸長ニ於テ八月下夫々取調中ニ有之候其他各校詳細ノ事項ハ丙第一号袋入ニテ御了承相成度候

- (10) 『柏崎市史(下卷)』(第2章新政府の改革 第3節明治の教育 第2項44頁)

- (11) 三井田忠『比角村史誌』

- (12) 柏崎刈羽郷土史研究会『荒浜遍年史』

- (13) 柏崎市西中通公民館発行『西中通りのあゆみ』96頁

- (14) 三井田忠 前掲書

- (15) 小学校令(明治23年10月7日勅令第215号)

第8章附則

第93条 本令ハ市町村制ヲ施行シタル府県ニ施行スルモノトス其施行ノ時期ハ府県知事ノ具申ニ依リ文部大臣之ヲ定ム

- (16) 『新潟県学事第十一年報』(明治23年)

小学校

(中略)

本年末公立小学校生徒ノ数八万三千六百四十三名私立小学校生徒数ハ六百一名ニシテ總計十萬四千二百四十四名ナリトス今之ヲ各等科ニ区分スレハ高等科男三千九百七十一名女六百九十五名尋常科男六萬四千二百六十五名女一萬五千九百二十三名簡易科男一萬六千四百二十三名女二千九百六十七名ナリトス抑本県ニアリテハ生徒ノ尤モ多数ナリシハ明治十六七年ノ候ニアリ当時殆ント十二萬人ナリシカ爾后累年就学ノ減少ヲ来シ明治二十年ニ至リテハ殆ト三萬人ノ減少ヲ致セリ此年ハ実ニ本県教育ノ尤否運ニ遭遇セル時トス是頻年凶荒ニ属シタルト金融逼塞ノ餘弊トヲ承ケ細民ノ子弟ハ就学セシムル能ハサルニ至リタルト從來町村ノ資力ニ比シ小学校数ノ多キニ過キ却テ充分ノ教育ヲ施スコトヲ得サルモノアリテ校数百五十餘ヲ減少セシニヨル爾來頻リニ就学ヲ勸誘シタルト一般向学ノ志氣漸ク厚キヲ加ヘタルトニヨリテ漸次生徒数ヲ増加シ本年末生徒数ヲ客年末ニ比ストキハ六千六百四十二名ヲ増セリ

- (17) 『新潟県学事第十二年報』(明治24年)

第一編 全管学事

管内学事ノ状況

明治二十三年勅令第二百十五号小学校令ハ速カニ実施セサルヘカラス故ヲ以テ小学校ニ関スル事業ハ可成今日之ヲ新設セス従前規定ノ例規中切要ナルモノニ三ヲ加除シタルニ過キス之ヲ概スルニ従前施行ノ方針ヲ保チ着手ノ秩序ヲ追ツテカヲ就学ノ督励教員ノ配置等ニ致シ専ラ内部ノ整理ヲ計リ且ツ将来学事施設ニ関スル準備ヲナシ本年ノ始メニ於テ小学校実施ニ関スル調査ニ着手シ其方法順序等ヲ本県有志教育会ニ諮問シ学事担任郡書記ヲ本庁ニ召集シ其協議ニ附シ以テ教育ニ従事スルモノノ所見ヲ徴シ施行ニ関スル手続及ヒ小学校設置ニ関スル要項ヲ定メテ之ヲ訓令シ尋常小学校ノ校数位置ヲ定ムルニハ多少調査ノ時日ヲ要スゲキヲ以テ本年郡長ヲシテ予メ指揮ヲ乞ハシメタリ

(18) 『越佐教育雑誌』(明治26年12月26日第12号21頁)

補習科に就いて(三島郡教育会に於いて演説)今井退蔵

私は会長の御勅により補習科に就いて御話を致し升県下の補習科を設けんとするもの二種類あり一は高等小学校に模倣し授業をなさんとし一は尋常小学校の教科を卒り実業に就かんとするものに既習の学科中足らざる所を補充せんとするに在り其高等小学校に模倣せんとする如きは法令の趣旨に背馳し之を説く可らざる者たるは多言を要せざる事であり升

(19) 『荒浜村誌』(昭和53年発行版75頁)

明治二十六年本校に補習科を置く

補習科設置

一、 教科目

修身 讀書 算術 作文 習字 地理 歴史

一、 修業年限

二ヶ年

一、 授業時間

正教科時間内

一、 生徒数

六十名

補習科設置につき授業料徴収願左の如し

一、 補習科一年生 十二銭

一、 全 二年生 十四銭

(20) 明治7年地租改定のために実施された測量結果に基づき、明治12年にまとめられた地番や所有者名などが記載された略地図

(21) 『明治35年沿革史荒浜尋常高等小学校』職員ノ項

(22) 小学簡易科教員及小学校授業生免許規則(明治20年2月4日県令甲第27号・同年同月12日県令甲第30号改正)

第一条 小学簡易科教員免許状ハ年齢十八年以上ニシテ小学簡易科教員学力験定試験ニ及第シタルモノニ授与スルモノトス

第二条 小学校授業生免許状ハ年齢十七年以上ニシテ小学校授業生学力験定試験ニ及第シタルモノニ授与スルモノトス

第三条 小学簡易科教員及小学校授業生免許状ハ有効期限ヲ五ヶ年トス期満ル毎ニ勤務ノ経歴ニ依リ適任ノモノト認ムルトキハ更ニ免許状ヲ授与スルモノトス

第四条 左ノ一項若ハ数項ニ触ルモノニハ免許状ヲ授与セス又既ニ授与シタルモノト雖モ之ヲ没収スヘシ但授業生ノ免許状ヲ没収シタルトキハ郡区長ヨリ其族籍氏名並ニ事由ヲ具シテ知事ニ開申スヘシ

一 新法ニ依リ輕重禁固以上ノ刑ニ処セラレ若クハ信用又ハ風俗ヲ害スル罪ヲ犯シテ罰金ノ

刑ニ処セラレ若クハ監視ニ付セラレタルモノ
但信用又ハ風俗ヲ害スルモノニアラサル罪ヲ犯シ罰金ヲ納ムルコト能ハスシテ輕重禁固ノ
刑ヲ受ケタルモノハ此限リニアラス

- 一 賭博犯処方規則ニ依リ懲罰ニ処セラレタルモノ
- 一 身代限ノ処分ヲ受ケ未タ弁償ノ義務ヲ終ヘサルモノ
- 一 荒暴激等總テ教員タルノ面目ニ関スル所行アルモノ
- 一 当法ニ依リ懲役若クハ禁獄若クハ鎖錮ノ刑ニ処セラレタルモノ
- 一 前項ノ刑ニ処セラレ存留養親老小廢疾婦女等ノ故ヲ以テ收贖ヲ聽サレタルモノ

第五條 前項ノ一項若クハ數項ニ触ルハト雖モ郡區長ニ於テ特ニ小学簡易科教員及小学校授業生タ
ラシメントスルトキハ其族籍氏名並事由ヲ具シテ知事ノ認可ヲ經ヘシ

第六條 小学簡易科教員学力檢定試験ノ科目及其程度ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 倫理 人倫道德ノ要旨
- 教育 総論徳育知育体育ノ大要及学校管理法各学科ノ教授術
- 読書 仮名交リ文及漢文
- 作文 仮名交リ文及日用書類
- 筆算 加減乗除ヨリ諸比例迄
- 珠算 加減乗除ヨリ四則雜題迄
- 習字 楷書行書草書

第七條 小学校授業生学力檢定試験ノ科目及其程度ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 読書 仮名交リ文及漢文
- 作文 仮名交リ文及日用書類
- 習字 楷書行書草書
- 筆算 加減乗除四則雜題度量衡貨幣分数小数利息算開平開立求積
- 珠算 加減乗除ヨリ四則雜題マテ
- 教育 学校管理法及各学科ノ教授術

第八條 小学校授業生一科若クハ數科ノ学力檢定試験ノ科目及其程度ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ左
ノ一科若クハ免許状ヲ受ケタルモノハ読書作文習字等ノ一科若クハ數科ノ学力檢定試験ヲ受
クルコトヲ得

- 算術 加減乗除ヨリ四則雜題迄筆算加減乗除四則雜題度量衡貨幣分数小数比例利息算開平開立
求積
- 地理 総論日本地理及外国地理ノ要略
- 歴史 日本歴史及外国歴史ノ要略
- 理科 大意
- 図書 自在書及用器書
- 唱歌 単音唱歌及副音唱歌
- 体操 普通体操
- 簿記 單記及複記
- 裁縫 通常ノ衣服類ノ縫方裁方及綴方
- 英語 読方訳解習字作文及会話
- 農業 大意
- 手工 大意
- 商業 大意

第九條 小学校簡易科教員学力檢定試験ニ係ル細則ハ小学校教員学力檢定試験細則第一條第六條第八
條ニ依ルモノトス但手数料ハ金三十錢トス

「牧口久平の碑」についての考察

- 第十条 小学校授業生学力験定試験ヲ受クルモノハ手数料金二十五銭ヲ納ムルモノトス
- 第十一条 小学校授業生学力験定試験ハ郡区長ニ於テ之ヲ施行スヘシ
- 第十二条 小学校授業生学力験定試験ノ評点ハ各学科一百を以テ定点トス
- 第十三条 各学科評点四十以上ニシテ其平均点五十以上ナルモノヲ及第トス但平均点五十以上ニシテ一学科ノ評点三十以上ノモノ全学科三分ノ一以内ナルトキハ及第セシムルコトアルヘシ
- 第十四条 小学校授業生一科ノ験定試験ヲ受クルモノハ其評点八十以上ヲ以テ及第トス
- 第十五条 小学校授業生学力験定試験ニ係ル細則ハ郡区長ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得
- 第十六条 小学校簡易科教員及小学校授業生免許状書式ヲ定ムルコト左ノ如シ（書式省略）
- (23) 関甲子次郎〔元治元年（1864）～大正15年（1926）〕：本名甲子次郎、号は甲子楼ほか。第四中学区公立第五・六番小学柏崎校（現柏崎小学校）を中退するが独学で学問に励み、歌舞音曲を身につける。甲子次郎は明治17年頃から刈羽郡内の古事を残すため、名家を訪ね克明に記録。大正10年精根を注いだ大著『柏崎文庫』全20巻を37年間の歳月をかけて完結した。
- (24) 『明治35年沿革史荒浜尋常高等小学校』職員ノ項
- (25) 『荒浜村誌』（昭和53年発行版57頁）
- (26) 同上書、58頁
- (27) 同上書、34頁
- (28) 同上書、58・59頁
- (29) 『明治35年沿革史荒浜尋常高等小学校』職員ノ項
- (30) 高澤壽民『しなやかに動く一母への追悼と自分史』（1995年発行私家版）
- (31) 『明治35年沿革史荒浜尋常高等小学校』職員ノ項
- (32) 塩原将行「牧口常三郎は女子教育の先覚者だった」『潮』平成13年6月号
- (33) 『創価教育の源流牧口常三郎』101頁略年譜
- (34) 『明治35年沿革史荒浜尋常高等小学校』職員ノ項